

重点テーマ審査及び情報等活用審査を踏まえた留意事項

重点テーマ審査及び情報等活用審査において、複数の有価証券報告書の提出会社に共通して、記載内容が不明瞭なため充実させるべきであると認められた点や、決算に当たりご留意いただきたい点について、現在(平成 25 年 3 月 29 日公表時点)までの状況を取りまとめましたので、有価証券報告書の作成に当たってご参照願います。

なお、財務局等への回答に当たって、ご留意いただきたい点についてもご参照願います。

1. 固定資産の減損損失

(ア)減損損失の認識

減損損失を認識するかどうかの判定に際して見積もられる将来キャッシュ・フローについては、企業に固有の事情を反映した合理的で説明可能な仮定及び予測に基づく必要がありますので、十分にご留意ください(「固定資産の減損に係る会計基準」二 4.(1))。

(イ)減損損失についての開示

減損を認識した資産(のれんを含む)についての内容や回収可能価額の算定方法等についての記載が不明瞭な事例が認められています。減損損失を認識した場合には、当該減損損失の内容を明瞭に注記する必要がありますのでご留意ください(財務諸表等規則第 95 条の 3 の 2、連結財務諸表規則第 63 条の 2)。

2. 企業結合等関係の注記

(ア)取得原価の配分が完了していない場合

暫定的な会計処理を行っている旨の記載はあるものの、配分が完了していない具体的な理由の記載がない事例が認められています。取得原価の配分が完了していない場合には、その旨及びその理由を記載する必要がありますのでご留意ください(財務諸表規則第 8 条の 17 第 1 項第 9 号、連結財務諸表規則第 15 条の 12 第 1 項第 10 号)。

(イ)企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当該概算額及びその算定方法について、記載していない事例が認められています。取得による企業結合にあたっては、当該影響額及びその算定方法を明瞭に記載する必要がありますのでご留意ください(財務諸表規則第 8 条の 17 第 1 項第 10 号、連結財務

諸表規則第 15 条の 12 第 1 項第 11 号)。

3. 関連当事者との取引

関連当事者の範囲について正確に把握していない事例や、必要な事項の記載が漏れている事例が認められています。関連当事者との取引の記載に当たっては、関連当事者の範囲(財務諸表等規則第 8 条第 17 項、連結財務諸表規則第 15 条の 4)を網羅的に把握して、必要な事項を正確に記載する必要がありますのでご注意ください(財務諸表等規則第 8 条の 10、連結財務諸表規則第 15 条の 4 の 2)。

4. 財務局等への回答に際してご留意いただきたい点

財務局等から送付される質問の内容は、開示内容が単に法令や会計基準に形式的に準拠しているかという観点のみでなく、投資者にとって明瞭で、投資者保護に資するものであるかという観点からも、検討しています。

財務局等からの質問に対する回答内容に不明点や疑問点が残った場合には、それらの点が解決するまで追加で質問状を送付させていただき、全ての質問にご回答いただいた時点で審査が終了となります。ご回答いただく際には具体的な説明と、ご回答内容を理解する上で必要な資料等を併せて提出していただきますよう、お願い致します。

以 上